

第4回 条例学習会まとめ 2007・9・20 13:30～

ウィズ豊川3階研修室3

講師：元豊橋市男女共同参画推進懇話会座長 豊川共生ネットみらいアドバイザー

山本和子さん

「豊橋市男女共同参画推進条例」逐語解説 (1)
『条文と解説』と『豊橋市男女共同参画推進懇話会提言』を対比させて

(提言を参考にし、行政が条例作成)

条例は、行政の意思表示 条例は、前に置かれているものほど重要項目
ちょうど西からバックラッシュの波が来た時期で、条例反対意見が東愛知新聞に掲載された。
条例は、改正される。ここ2・3年の間に改正される自治体が出てきた。
条例はなくなることもある。市町村合併によってなくなったところもある。(桑名市)

- 1) 名称 一番大事。豊橋市では“推進”という言葉に今後の取り組み意欲を示した。
- 2) 前文 条例の意義を明記。倉敷市や郡山市では前文はない。

条例

提言

我が国では、日本国憲法で個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女共同参画社会の実現に向
けては、男女共同参画社会基本法の制定をはじ
め、法律や制度が次第に整備されてきた。

豊橋市においても、男女共同参画行動計画の策
定や女性会館の会館など男女共同参画社会実現
のための様々な取組を行ってきたが、今もなお、
性別による固定的な役割分担等を背景とした課
題が残されている。

こうした状況の下、これからの少子高齢化社会
の進展や家族形態の多様化などを展望したとき、
男女の性別にかかわらずなく、人として尊重され、
個性と能力を十分に発揮することができるのと
ともに、多様な生き方を認め合い、社会の対等な構
成員としてあらゆる分野における活動に参画で
きる男女共同参画社会の実現は、重要な課題であ
る。

そこで、市、市民、事業主、市民活動団体等が
協働して、男女共同参画社会の形成に関する取組
を一貫性をもって総合的、計画的に推進し、男女
がいきいきと暮らせるまちづくりに資するため、
この条例を制定する。

.....

豊橋市においても.....取組を行ってき
た。

しかし、急速な少子高齢化の進展や社会経
済状況の変化の一方で、今もなお性別による
固定的な役割分担という考えが根強く、特に
女性の社会的及び経済的自立などを阻む要
因となるとともに、配偶者等からの暴力など
大きな社会問題となっている。

こうした状況の下、これからの社会を展望
するに当たっては、男女が性別に.....
男女共同参画社会の実現を最重要課題とし
て位置付けなければならない。

そこで、市、市民、事業主及び市民活動団
体等が協働して、.....、継続的、発展
的に推進するために一貫性を持って、この条
例を制定する。

..... 条例と提言、同じ文
ゴシック 条例と提言、違っている箇所

男女共同参画基本法は、国際的な外圧から作られた。

条例に先んじて行動計画がすでに制定され、実行されている。(基本法を根拠に行動計画を作ることができる。)この条例が行政内(総合計画など)でどういう位置付けになっているのか、わからない。

《継続的、発展的(提言)と総合的、計画的(条例)の違い》

行政に拡大解釈可能な曖昧な表現にし実施成果をつくる意図あり。

市民の目線になかなか立てない。

本来、条例には、各自治体の特性を盛り込むことができるもの。(法学解釈)

つくば市・審議会つくられていない。諮問するものが何もないということ。

つくば市男女共同参画年宣言 H15・11・16

つくば市男女共同参画社会基本条例 H16・3・26(条例第22条審議会設置とあるが)

男女共同参画社会に対してのバックラッシュ(逆風)の理由

男女共同参画社会を社会秩序破壊と捉える。

過激な男女平等(男女同室で着替えなど)

性教育の行き過ぎ(性教育に嫌悪感がある。)

家族崩壊を招く 母性軽視 専業主婦軽視

バックラッシュは、第3の波に対する第2の波のあえぎ (トフラー著『第3の波』より)

第一の波 = 農耕社会 第二の波 = 産業社会 第三の波 = 情報化社会

第二の波では、必ずしも男女平等をよしと考えない。

第三の波の動きを第二の波に戻すことはできない。

バックラッシュの人たちが性についてタブー視していても、現在の風潮(援助交際・売買春・できちゃった婚・赤ちゃんポスト・DV・性虐待・・・)は無視できない。また、戦争と性は切り離されたことがなく、いつも女性が被害者となる。今、リプロダクト・ヘルス・ライツ(生涯を通じて女性の健康支援、産む・産まないの選択権)の重要性の認識が大切。

男女共同参画社会の実現を条例は「重要課題」としている。 提言「最重要課題」からトーンダウン。

3) 第1章総則 (目的) 第1条

条例

この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民、事業主、市民活動団体及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定め、これを総合的、計画的に推進することにより、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

提言

.....
.....
・に携わる者の責務を明らかにするとともに、.....
.....
.....



「役割」と「責務」

- ・「役割」と記載した条例・・・宇部市 千葉市 仙台市 川崎市
- ・ 憲法前文には「責務」とある。基本法も「責務」と明記。
- ・「役割」は「割り当てられた役」
- ・「責務」は「責任と義務 果たさなければ非難を受ける役割」
- ・豊橋市では、「役割」と表記しないと議会が通らないと考えた。

条例

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1)男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2)積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3)セクシュアル・ハラスメント

性的な言動により相手方の生活環境を害すること、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(4)ドメスティック・バイオレンス



- (1)男女共同参画
- (2)積極的改善措置 前項に規定する
- (3)市民団体 町内会、PTA 等の地域社会において住民の福祉向上のための活動を行う団体をいう。
- (4)セクシャル・ハラスメント
- (5)ドメスティック・バイオレンス

定義の項目において、どの言葉を大事にしているかを明記する

予算委員会で、『積極的改善措置』は逆差別ではないか、条例が女性のみを優遇するものと考えられはしないか」との意見が出た。『積極的改善措置』は、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう、国際的判断に基づいている。

両者とも『ジェンダー』の記載はない。『ジェンダー』は男女共同参画のキーワードと考えるが、条例制定当時、性教育批判などの逆風が吹いていた時期。ジェンダーフリーとフリーセックスを同義と解釈している面々もいる。豊橋市は『ジェンダー』を明記すると議会が通らないと判断。国も『ジェンダー』の扱いに右往左往している。

『ジェンダー・フリー』より『ジェンダー・バイアス・フリー』『ジェンダー・イクオリティ』の方が意味をつかみやすい。

参考：『スモーク・フリー』も「自由に吸っていい」と誤解されがち。タバコの害から解放するの意。

参考：会津若松市の条例には、『ジェンダー』が使用されている。

DV では、まずは女性に対する暴力について考えているが、現在、児童虐待、老人虐待も社会問題となっている。虐待を受ける『弱者』について考えていくことは、男女共同参画社会づくりの今後の課題。

条例

男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、自己の意思と責任によりそれぞれの生き方を選択し、個性と能力を発揮する機会が均等に確保され、及びその他の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行が、男女の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、対等な構成員として社会のあらゆる分野で方針の決定、計画の立案等に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護等の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、その他の活動と両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、尊重するとともに妊娠、出産その他の性¹と生殖に関する事項について、生涯を通じて健康的な生活を送ることができるよう自らの意思が尊重されること。
- (6) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係にあることから、国際的な理解と協力の下に行われること。

↑
提言

- (1)
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行は、.
- (3) 男女が、その性別にかかわらず対等な構成員として、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野で、方針の決定、計画の立案等に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護等の家庭生活における活動と、その他の活動に対等に参画し、両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が、お互いの性を理解し、尊重するとともに妊娠、出産その他、生涯にわたる性と生殖に関する事項について、健康と自らの決定が尊重されること。
- (6) 男女共同参画社会の形成が、国際社会における取組と密接な関係にあることから、国際的な理解と協力の下に推進されること。

(1)個人としての尊厳・・社会問題でもある、売買春・セクハラ・DV等は、個人の尊厳を著しく侵している。

(1)その他の人権・・憲法第14条「すべての国民は、法の下に平等であって人種・信条・性別・社会的身分又は門地により政治的経済的關係において差別されない」に基づく。

(2)性別による固定的な役割分担意識・・「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等の考え方

(3)男女が対等な立場で企画立案推進する。

(4)家族を構成する男女・・家族を無視するのかという意見があったため、入れられた。

同性愛家族については考えられていない。

- (4) 家族の一員としての役割・・・この文言によって育児・介護への男性の参加を促している。
- (4) その他の活動と両立できるように配慮・・・男女が対等に配慮できるか・・・？
- (5) 男女が、互いの性・・・性はグラデーションであるという認識について言及されていない。

性のマイノリティ（少数派）

ゲイ（男性を好きになる男性）・レスビアン（女性を好きになる女性）・バイセクシュアル（性別を問わず両方の性別を好きになる人）・トランスジェンダー（性別越境者・生まれた時の性別と一致しない性別のふるまいをする人）トランスセクシャル（トランスジェンダーの人が社会的性別にあわせる。医療側の診断名が『性同一性障害』）インターセックス（性器の形が中間的または両方持っている人）

いろいろな人がいることを皆が認めるための、条件整備が必要。

- (5) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について～自らの意思が尊重・・・出産について、男性に決定権がないかという議員からの質問があった。妊娠出産は女性だけが、生活全般を変えなければならないというリスクを負う。その女性の決定が尊重される。
- (6) 国際的な理解・・・定住する外国人が増加している。ブラジル人学校の生徒はいずれ本国に帰るが、通学できない子どもは日本に定住する。日本国籍をとる子どもが増える可能性がある。その教育体制を真剣に考えていかなければならない。国際的な動きに注目していくとともに、日本にいる外国人の現状に目を向けていくことが、今、求められている。

見つけた問題点

- 1．行政の姿勢と市民意識の違いを再認識 《継続的・発展的 総合的・計画的》《責務 役割》
- 2．バックラッシュにどう対応するか。
- 3．性のマイノリティについて、勉強不足